

## 条文修正部分

パブリックコメントに付した条文から修正を行った箇所は以下のとおり。

### ○節の引用の誤り。

- ・新 「第二節 前払式割賦販売」
- ・旧 「第一節 総則」

### ○36条3項2号柱書ただし書

御意見を踏まえ、以下の通り修正。

- ・新 二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が終了する日までの間、次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。
- ・旧 二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が終了する日までの間、次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるものであること。

### ○133条の10第3項

御意見を踏まえ、以下の通り下線部を追加。

- 3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八第一号の規定による調査を行ったときは、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項のうち変更があつた事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該記録を新たに作成するまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

### ○136条

- ・新 登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長

- 登録少額包括信用購入あつせん業者にあつては、経済産業大臣
- ・旧 主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長